

返戻金規定

9CROSS 株式会社

候補者又は乙が、就労開始日から3ヶ月以内に雇用関係を終了させた場合において、乙が望む場合で、以下の条件が満たされるときは、甲は、代わりの候補者を紹介できるものとする。但し、代わりに採用された候補者の第2条2項に定めた給与総額との間に差額が生じた場合、甲又は乙は、差額に対して追加支払い又は返金を行うものとする。

- (1) 乙又はその関連会社が、当該退職から12ヶ月以内に当該候補者を採用しないこと。
- (2) 乙が甲に対して退職の事実を7日以内に書面で通知すること。(電子メールも含む)
- (3) 退職が雇用整理又は会社勧奨による退職(候補者の責に帰すべき事由に基づく解雇又は退職を除く)によるものでないこと。

(エ) 本契約条件に基づいて乙が支払うべき全ての金銭が本契約条件に従って支払われていること。

2. 乙は、甲が代わりの候補者を見つけることを望まない場合及び甲が3ヶ月以内に代わりの候補者を見つけることができなかった場合、乙が成功を基準とした支払いをなした場合には、甲は、以下の通り乙に成功報酬の一部を返金するものとする。

- (1) 入社後1ヶ月未満の間に退職した場合は、紹介手数料の75%
- (2) 入社後1ヶ月以上2ヶ月未満に退職した場合は、紹介手数料の60%
- (3) 入社後2ヶ月以上3ヶ月未満に退職した場合は、紹介手数料の45%